601【介護事業者等指導・監査資料】

定期巡回 随時対応型訪問介護看護

首				孙					
市	囲	-	村	名					
事	業	者	番	号					
実	施	年	月	日	令和	年	月	日	
記		入		者	職氏名				
					職氏名				
+4-	木		±	므	職氏名				
検	查	. ,	吏	員	職氏名				
					職氏名				

岡崎市福祉部介護保険課

1 確認書類

	確認する書類一覧			
	人員に関する確認書類等			
1	出勤簿(タイムカード)	有	•	無
2	職員勤務表(日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係 等が明確になっていること)	有	•	無
3	職員履歴書、資格証明書、各免許証(医師免許証等)	有	•	無
4	労働条件通知書、雇用契約書、辞令等	有	•	 無
5	就業規則、賃金台帳等	有	•	無
6	事業開始申請・届出等の記録(県・市への届出書類の控え)	有	•	無
	運営に関する確認書類			
7	運営規程	有	•	無
8	重要事項説明書	有	•	無
9	サービス利用契約書	有	•	無
10	サービス提供に係る実施記録、業務日誌、利用者のケースの記録等	有	•	無
11	サービスごとの計画書(例:定期巡回・随時対応型訪問看護介護計画)	有	•	無
12	サービス提供時携行する身分証明書	有	•	無
13	苦情に関する記録	有	•	無
14	サービスの第三者評価を実施した記録	有	•	無
15	研修等参加状況のわかる書類	有	•	無
16	個人情報を用いる場合の利用者の同意書	有	•	無
17	広告をした場合のパンフレット、ポスター等	有	•	無
18	事故記録、ヒヤリハットの記録	有	•	無
19	利用者に関する市町村への通知記録	有	•	無
20	感染対策委員会の設置・運営等がわかる書類	有	•	無
21	感染症対策のための指針	有	•	無
22	虐待防止委員会の設置・運営等がわかる書類	有	•	無
23	虐待防止のための指針	有	•	無
24	業務継続計画	有	•	無
	介護給付費に関する確認書類			
25	介護給付費請求書及び介護給付費明細書	有	•	無
26	利用料等領収書(請求書)の控え	有	•	無
27	サービス提供表、別表	有	•	無
28	居宅(介護予防)サービス計画	有	•	無
29	サービス提供証明書(償還払いがある場合)	有	•	無
30	介護報酬の加算、減算状況が分かる書類(県・市への届出書類の控え)	有	•	無

当日すぐ確認できるように会場に用意しておいてください。

算定している加算により、当日追加で根拠書類をお願いする場合もあります。

		運	•	営 状 況		摘要		
	第1 人員に関する基準 (<u>令和 年 月1日現在</u>) 直近月の1日現在で記入 1 人員配置							
職種		職員数	員数常勤換算			要件(該当する項目に☑してください)		
オペレ	-ター	()	人		オペレーターとして必要な資格を有している。 医師		
	定期巡回 サ ー ビ ス を行う者	()	人		定期巡回 必要な数以上配置している。		
訪問介護員	随時訪問 サ ー ビ ス を行う者	()	Α.		随時訪問サービス 提供時間帯を通じて1以上配置。 兼務としている職員がいる。 事業所名:		
	保健師					看護職員(保健師、看護師又は准看護師) を常勤換算方法で、2.5以上配置。		
訪問看護サービス	看護師	()	人		看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師 又は看護師である。		
を行う看護師等	准看護師					看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、当該事業者との連絡体制を確保している。		
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	()	人		当該事業所の実情に応じた適当数配置している。		
計画作品	計画作成責任者)	人		看護師、介護福祉士等のうち1人以上を、計画作 成担当者としている。		
兼務職員) 内に再掲	*	直近月の管理	里者	及び従業者の勤務形態一覧表を添付		
管	管理者氏名							
兼務の有無	兼務	らあり 職	名	:		事業所名:		
	□ 兼務	身なし						

	運 営 状 況	自主点検	摘	旻
2	運営に関する基準			
1	内容及び手続きの説明及び同意			
	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はそ	いる・いない		
	の家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認めら			
	れる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等			
	の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始			
	について利用申込者の同意を得ているか。			
	重要事項の内容			
	ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務体制			
	ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制			
	オ 第三者評価の実施状況等			
	(1) 実施の有無 (2) 実施した直近の年月日			
((3) 評価機関の名称 (4) 評価結果の開示状況			
	の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらか	いる・いない		
	じめ、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法を用いる			
	場合はその電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的			
	方法により同意を得ているか。			
2	方法により同意を得ているか。			
2	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等	112.1121		
2	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されて	いる・いない		
2	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。	いる・いない		
_	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準	いる・いない		
<u>,</u>	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 ア 事業の目的及び運営の方針	いる・いない		
⁄ ア イ	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容	いる・いない		
/ アイウ	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間	いる・いない		
/ アイウ	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 ア 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料	いる・いない		
/ アイウェ	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料 その他の費用の額	いる・いない		
/ アイウェ オ	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料 その他の費用の額 通常の事業の実施地域	いる・いない		
~ アイウエ オカ	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料 その他の費用の額 通常の事業の実施地域 緊急時等における対応方法	いる・いない		
<pre>/ アイウエ オカキ</pre>	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料 その他の費用の額 通常の事業の実施地域 緊急時等における対応方法 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法	いる・いない		
<pre>/ アイウエ オカキ</pre>	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料 その他の費用の額 通常の事業の実施地域 緊急時等における対応方法	いる・いない		
<pre>/ アイウエ オカキ</pre>	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料 その他の費用の額 通常の事業の実施地域 緊急時等における対応方法 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 虐待の防止のための措置に関する事項	いる・いない		
~ アイウエーオカキケ:	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料 その他の費用の額 通常の事業の実施地域 緊急時等における対応方法 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 連待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項			
~ アイウエーオカキケ:	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料 その他の費用の額 通常の事業の実施地域 緊急時等における対応方法 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項 運営規程に変更が生じた場合、岡崎市長に変更を届出してい			
~ アイウエーオカキケ:	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料 その他の費用の額 通常の事業の実施地域 緊急時等における対応方法 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 連待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項			
イウエ オカキク	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 ア 事業の目的及び運営の方針 が、従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料 その他の費用の額 「通常の事業の実施地域 緊急時等における対応方法 「合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 「虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項 運営規程に変更が生じた場合、岡崎市長に変更を届出しているか。 最新の届出 年 月	いる・いない		
~ アイウエーオカキケ:	方法により同意を得ているか。 運営規程・重要事項説明書等 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料 その他の費用の額 通常の事業の実施地域 緊急時等における対応方法 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項 運営規程に変更が生じた場合、岡崎市長に変更を届出してい	いる・いない		

運営状況	自主点検	摘要
重要事項説明書の苦情連絡先として次のアからエの窓口が記載されているか。また住所、電話番号は最新のものであるか。 ア 当該事業所の苦情受付窓口 イ 岡崎市担当課 ウ 愛知県国民健康保険団体連合会	いる・いない	
契約書や重要事項説明書に利用者に関する記録の保存年限の記載がある場合、保存年限は完結の日(契約終了の日)から5年としているか。	いる・いない	
個人情報の使用同意について、家族からも文書による同意を 適切に得ているか。	いる・いない	
契約書、重要事項説明書について利用者又はその家族から同意を得ているか。 重要事項説明書、契約書等の関係書類を添付	いる・いない	
3 提供拒否の禁止 正当な理由なくサービスの提供を拒否していないか。 過去 1 年間で <u></u> ある場合その理由	いる・いない 事例なし	
4 サービス提供困難時の対応 利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難 であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業 者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 事例(過去1年間)	いる・いない 事例なし	
5 受給資格等の確認 サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保 険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認 定の有効期間を確認しているか。	いる・いない	
被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該 認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めて いるか。	いる・いない	

運営状況	自主点検	摘 要
6 要介護認定の申請に係る援助 サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請されていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	いる・いない	
要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	いる・いない	
7 心身の状況等の把握 サービスの提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	いる・いない	
8 居宅介護支援事業者等との連携 サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その 他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な 連携に努めているか。	いる・いない	
サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援 事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サー ビスを提供する者と密接な連携に努めているか。	いる・いない	
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4 各号のいずれ にも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅 サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対 して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サー ビスとして受けることができる旨を説明しているか。	いる・いない	
居宅介護支援事業者に関する情報を提供する等の法定代理受 領サービスを受けるために必要な援助を行っているか。	いる・いない	
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った サービスを提供しているか。	いる・いない	

運営状況	自主点検	摘要
11 居宅サービス計画等の変更の援助 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用 者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っ ているか。	いる・いない	
12 身分を証する書類の携行 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、 初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これ を提示すべき旨を指導しているか。	いる・いない	
13 サービスの提供の記録 サービスを提供した際には、次のアからエの事項を、利用者の 居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載し ているか。 「記載事項 ア サービス提供日 イ サービスの内容	いる・いない	
ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項 サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。なお当該記録は5年間保管である。	いる・いない	
14 利用料等の受領 法定代理受領サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問 介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	いる・いない	
法定代理受領サービスに該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。		
利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅 において定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それ に要した交通費の額を利用者から受けているか。		

運営状況	自主点検	摘要
の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サ・ビスの内容及び費用に		
ついて説明を行い、利用者の同意を得ているか。		
<u>口頭 ・ 文書</u> (どちらかに)		
利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保	いる・いない	
守料等の費用を徴収していないか。 「微収していない場合」「いない」を選択す		
【 徴収していない場合、「いない」を選択】 		
サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当	いる・いない	
該支払をした利用者に対し、領収証を交付しているか。		
 15 保険給付の請求のための証明書の交付		
法定代理受領サービスに該当しない定期巡回・随時対応型訪問	いる・いない	
介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービス		
の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービ		
ス提供証明書を利用者に交付しているか。		
 16 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱い方針		
利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、そ	いる・いない	
の目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び		
随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切		
に対応し、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしているか。		
" CC SA JEU CVISII"		
事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に	いる・いない	
その改善を図っているか。		
第三者評価、自己点検等による評価の方法		
17 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱い方針	119 116.	
定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅におい	いる・いない	
随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作	いる・いない	
成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連		
携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行		
控に労め、利用有又はての家族に対し、適切な相談及の助言を行っているか。		
7 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	l	

	自主点検	摘	要
随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護計画に基づき、利用者から随時の連絡に迅速に対 応し、必要な援助を行っているか。	いる・いない		
訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。	いる・いない		
訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心 身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用 者又はその家族に対し、適切な指導等を行っているか。	いる・いない		
特殊な看護を行っていませんか。 【行っていない場合、「いない」を選択】	いる・いない		
サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理 解しやすいように説明を行っているか。	いる・いない		
サービスの提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対 応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を 行っているか。	いる・いない		
サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、 その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処 方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付している か。	いる・いない		
18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を 踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該 目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問 サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看 護計画を作成しているか。	いる・いない		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス 計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に 沿って作成しているか。	いる・いない		

		l	
運 営 状 況	自主点検	摘	要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者 の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえて 作成しているか。	いる・いない		
訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、 に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか。	いる・いない		
計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、 の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、 に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型	いる・いない		
訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し 必要な協力を行っているか。	いる・いない		
計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の 作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対 して説明し、利用者の同意を得ているか。	いる・いない		
計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を 作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を 利用者に交付しているか。	いる・いない		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、5年間保存しているか。	いる・いない		
計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行うサービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って実施されているかどうかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。	いる・いない		
計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行っているか。	いる・いない		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行う際にも、 ~ に準じて取り扱っているか。	いる・いない		

運 営 状 況	自主点検	 摘 要
訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載し		III X
た訪問看護報告書を作成しているか。 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導	いる・いない	
及び管理を行っているか。 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している定期巡	いる・いない	
回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該居宅サービス計画を 作成している居宅介護支援事業者から定期巡回・随時対応型訪 問介護看護計画の提供の求めがあった際には、当該定期巡回・随 時対応型訪問介護看護計画を提供することに協力するよう努め ているか。		
19 主治の医師との関係 常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護 サービスが行われるよう必要な管理をしているか。	いる・いない	
訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。なお、当該文書は5年間保存すること。	いる・いない	
主治の医師に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。	いる・いない	
20 同居家族に対するサービス提供の禁止 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)の提供をさせていないか。 【行っていない場合、「いない」を選択】	いる・いない	
21 利用者に関する市町村への通知 利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 「ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる時イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時	いる・いない 該当なし	

運営状況	自主点検	摘要
22 緊急時等の対応 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生 じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行 う等の必要な措置を講じているか。 「緊急時の対応方法(事例なしの場合も記載)		
の従業者が看護職員である場合には、必要に応じて臨時応 急の手当てを行っているか。	いる・いない 事例なし	
23 管理者等の責務 管理者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従 業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。	いる・いない	
管理者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従 業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令 を行っているか。	いる・いない	
計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用 の申込みに係る調整等のサービスの内容等の管理を行っている か。	いる・いない	
24 勤務体制の確保等 利用者に対し、適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。	いる・いない	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従業者によってサービスを提供しているか。 ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切にサービスを利用者に提供する体制を構築しており、他の訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所又は訪問看護事業所(以下、「訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の訪問介護事業所等との契約に基づき、当該訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。	いる・いない	

	·=	※ 17 10	白十上粉	+☆ 邢
		営 状 況 	自主点検	摘要
のき	ー 見定にかかわらず	、随時対応サービスについては市長が	いる・いない	
地域の乳	ξ情を勘案して適	切と認める範囲内において、複数の定		
期巡回・	随時対応型訪問念	个護看護事業所の間の契約に基づき、当		
該複数0	D定期巡回・随時	対応型訪問介護看護事業所が密接な連		
携を図る	3ことにより、 一	体的に利用者又はその家族等からの通		
報を受け	けているか。			
134 AUG				
	皆の資質の回上の 過去1年間)	ために、研修の機会を確保しているか。	いる・いない	
実施日	対象者	内容		ı
職場には	おいて行われる性	的な言動又は優越的な関係を背景とし	いる・いない	24
		つ相当な範囲を超えている場合に看護	V 1 3 V 1 3 V 1	│- · │中小事業主
		いよう、防止策の明確化等の必要な措		-
	が来るのか。 ごているか。			ら義務化
具体的な防				2 32 32 12
		確化及びその周知、啓発		
		スメントの内容・行ってはならない		
		、労働者に周知・啓発すること。		
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
(2) 7	「 う 為者について、 i	嵌正に対処する旨の方針・対処の内容を∏		
		厳正に対処する旨の方針・対処の内容を 規定し、労働者に周知・啓発すること。		
就美	業規則等の文書に	規定し、労働者に周知・啓発すること。		
就第 <u>イ 相記</u>	業規則等の文書に 炎に応じ、適切に			
就 イ <u>相記</u> (1) 木	≹規則等の文書に <u>炎に応じ、適切に</u> 目談窓口をあらか	規定し、労働者に周知・啓発すること。 対応するために必要な体制の整備		
就 対 イ 相記 (1) 本 (2) 本	≹規則等の文書に <u>炎に応じ、適切に</u> 目談窓口をあらか	規定し、労働者に周知・啓発すること。 対応するために必要な体制の整備 じめ定め、労働者に周知すること。 、相談内容や状況に応じ、適切に		
就 <u>イ 相記</u> (1) 相 (2) 相 対 が	養規則等の文書に <u>後に応じ、適切に</u> 目談窓口をあらか 目談窓口担当者が できるようにす	規定し、労働者に周知・啓発すること。 対応するために必要な体制の整備 じめ定め、労働者に周知すること。 、相談内容や状況に応じ、適切に		
就 <u>イ 相記</u> (1) 相 (2) 相 対応 ウ ハラ	養規則等の文書に 炎に応じ、適切に 目談窓口をあらか 目談窓口担当者が いできるようにす ラスメントに係る	規定し、労働者に周知・啓発すること。 対応するために必要な体制の整備 じめ定め、労働者に周知すること。 、相談内容や状況に応じ、適切に ること。		
就 <u>イ 相記</u> (1) 村 (2) 村 対 対 ウ ハラ	養規則等の文書に 炎に応じ、適切に 目談窓口をあらか 目談窓口担当者が できるようにす ラスメントに係る 事実関係を迅速か	規定し、労働者に周知・啓発すること。 対応するために必要な体制の整備 じめ定め、労働者に周知すること。 、相談内容や状況に応じ、適切に ること。 事後の迅速かつ適切な対応		
就 <u>イ 相記</u> (1) 村 (2) 村 対 対 ウ ハラ	養規則等の文書に 後に応じ、適切に 目談窓口をあらか 目談窓口担当者が できるようにす ラスメントに係る 事実関係を迅速か 東やかに被害者に	規定し、労働者に周知・啓発すること。 対応するために必要な体制の整備 じめ定め、労働者に周知すること。 、相談内容や状況に応じ、適切に ること。 事後の迅速かつ適切な対応 つ正確に確認すること。		
就 <u>イ 相記</u> (1) 相 (2) 相 対 グ (1) 事 (2) 返 こと	養規則等の文書に 炎に応じ、適切に 間談窓口をあらか 目談窓口担当者が ができるようにす ラスメントに係る 事実関係を迅速か 速やかに被害者に 上。	規定し、労働者に周知・啓発すること。 対応するために必要な体制の整備 じめ定め、労働者に周知すること。 、相談内容や状況に応じ、適切に ること。 事後の迅速かつ適切な対応 つ正確に確認すること。		
就 <u>イ 相記</u> (1) 相 (2) 相 対 グ (1) 事 (2) 返 こと	養規則等の文書に 炎に応じ、適切に 間談窓口をあらか 間談窓口担当者が できるように係る ラスメントに係る 事実関係を迅速か 速やかに被害者に 上。 事実関係の確認後	規定し、労働者に周知・啓発すること。 対応するために必要な体制の整備 じめ定め、労働者に周知すること。 、相談内容や状況に応じ、適切に ること。 事後の迅速かつ適切な対応 つ正確に確認すること。 対する配慮のための措置を適正に行う		
就 イ 相記 (1) 相 (2) 相 対 が ウ ハラ (1) 事 (2) 返 (3) 事	養規則等の文書に 炎に応じ、適切に 間談窓口をあらか 目談窓口担当者が できるようにす ラスメントに係る 事実関係を迅速か 車やかに被害者に 上。 事実関係の確認後 上。	規定し、労働者に周知・啓発すること。 対応するために必要な体制の整備 じめ定め、労働者に周知すること。 、相談内容や状況に応じ、適切に ること。 事後の迅速かつ適切な対応 つ正確に確認すること。 対する配慮のための措置を適正に行う		
就 イ 相記 (1) 相 (2) 相 対 が ウ ハラ (1) 事 (2) 返 (3) こと (4) 単	養規則等の文書に 炎に応じ、適切に 関談窓口をあらか 目談窓口担当者が ででるように係る 事実関係を迅速者と 車実関係の確認を 上。 再発防止に向けた	規定し、労働者に周知・啓発すること。 対応するために必要な体制の整備 じめ定め、労働者に周知すること。 、相談内容や状況に応じ、適切に ること。 事後の迅速かつ適切な対応 つ正確に確認すること。 対する配慮のための措置を適正に行う 、行為者に対する措置を適正に行う 措置を講ずること。		
就 イ 相記 (1) 相 (2) 相 対 が ウ ハラ (2) ま (3) ま (4) 平 エ その	養規則等の文書に 炎に応じ、適切に 関談窓口をある者が 可をあるように係る 事実関係を被害者を 事実関係の確認を 事実関係の確認を 事実関係の確認を は、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは	規定し、労働者に周知・啓発すること。 対応するために必要な体制の整備 じめ定め、労働者に周知すること。 、相談内容や状況に応じ、適切に ること。 事後の迅速かつ適切な対応 つ正確に確認すること。 対する配慮のための措置を適正に行う 、行為者に対する措置を適正に行う 措置を講ずること。		
就 イ 相記 (1) 村 (2) 村 ウ ハラ (1) 事 (2) 返 (3) こと (4) 平 エ その (1) 村	養規則等の文書に 炎に応じ、適切に 間談窓口をある者が をあるように係る 事実関係を被害者と。 事実関係の確認と 事実関係の確認と 事実関係のはには 事業でのはいけせて のほか併せて講等	規定し、労働者に周知・啓発すること。 対応するために必要な体制の整備 じめ定め、労働者に周知すること。 、相談内容や状況に応じ、適切に ること。 事後の迅速かつ適切な対応 つ正確に確認すること。 対する配慮のための措置を適正に行う 、行為者に対する措置を適正に行う 措置を講ずること。		
就 <u>イ相記</u> (1) 相 (2) 相 ウハラ (1) 事 (2) こ ほ (3) こ 事 (4) で エーその (1) 相 な打	養規則等の文書に 炎に応じ、適切に 関談窓口担うを当者に をあるように係る 事実関係を被害を 事実関係のではに を関係のではは を関係のではは を関係が併せて はながけせて はながける。 はながける。 はながける。 はながける。 はながける。 はながける。 はながける。 はながける。 はながける。 はながける。 はながいまる。 はないではないではない。 はないではないではない。 はないではないではない。 はないではないではない。 はないではないではない。 はないではないではないではない。 はないではないではないではない。 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	規定し、労働者に周知・啓発すること。 対応するために必要な体制の整備 じめ定め、労働者に周知すること。 、相談内容や状況に応じ、適切に ること。 事後の迅速かつ適切な対応 つ正確に確認すること。 対する配慮のための措置を適正に行う 、行為者に対する措置を適正に行う 措置を講ずること。 べき措置 のプライバシーを保護するために必要		

NT 11 NT	<u></u> ., L.14	14
運 営 状 況	自主点検	摘要
25 業務継続計画(BCP)の策定等 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めているか。	いる・いない	25 令和5年度ま で努力義務、 令和6年度か ら義務化
記入項目 ア 感染症に係る業務継続計画 (1) 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた 取組の実施、備蓄品の確保等) (2) 初動対応 (3) 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者 への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 (1) 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等の ライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) (2) 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) (3) 他施設及び地域との連携		
従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施するよう努めているか。	いる・いない	
定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継 続計画の変更を行うよう努めているか。	いる・いない	

運営状況	自主点検	摘 要
26 衛生管理等 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を 行っているか。	いる・いない	
事業所設備及び備品等について、衛生的管理に努めているか。	いる・いない	
当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図っているか。 直近の委員会開催日 月日、月日、月日 構成員(参加者にをつけること。)		26 令和5年度ま で努力義務、 令和6年度か ら義務化
(代表者 ・ 管理者 ・ オペレーター ・ 訪問介護員・ 看護職員・ 計画作成責任者 ・ その他 () 感染対策担当者	いる・いない	
定めるべき事項 ア 平常時の対策 (1) 事業所内の衛生管理 環境の整備等 (2) ケアにかかる感染症対策 手洗いの基本、標準的な予防策 イ 発生時の対処方法 (1) 発生状況の把握方法 (2) 感染拡大の防止策 (3) 医療機関や保健所、市町村の関係課等の関係機関への報告、連携方法		
(4) 事業所内の連絡体制整備 従業者に対して、感染症及びまん延の防止のための研修並び に感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的(年1 回以上)に実施しているか。	いる・いない	
27 掲示 事業所の見やすい場所に重要事項等の掲示を行う又は重要事項 等を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由 に閲覧できるようになっているか。	いる・いない	

運営状況	自主点検	摘要
掲示内容 ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務体制 ウ 協力医療機関 エ 苦情処理体制 オ 第三者評価の実施状況等 カ その他のサービス選択に資すると認められる重要事項		
閲覧の場所及び方法等		
28 秘密保持等 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は その家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じているか。	いる・いない	
当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員との雇用契約時に取り決めを行う等の必要な措置を 講じているか。	いる・いない	
サ・ビス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる 場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合 は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	いる・いない	
29 広告 広告内容に虚偽又は誇大な表現がないようにしているか。 【虚偽、誇大表現がない場合、「いない」を選択】 パンフレット等があれば添付	いる・いない	
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特 定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品 その他の財産上の利益を供与していないか。 【行っていない場合、「いない」を選択】	いる・いない	

運営	犬 況	自主点検	摘
利用者及びその家族からのき	: 情に迅速かつ適切に対応するた	いる・いない	
めに、苦情を受け付けるため <i>0</i>)窓口を設置する等の必要な措置		
を講じているか。			
「必要な措置とは)		
ア 相談窓口 イ 処理体制の	整備 ウ 掲示等		
工 重要事項説明書への記載(2	参照)		
	j		
苦情を受け付けた場合には、	当該苦情受付日、その内容等を記	いる・いない	
録しているか。なお当該記録は	5年間保管すること。		
県及び市町村が行う調査及び	が検査に協力するとともに、指導	いる・いない	
又は助言を受けた場合は、必要	要な改善を行い求めに応じ改善内	事例なし	
容の報告をしているか。(過去	1 年間)		
主な指導内容	改善状况		<u> </u>
<u> </u>	27.11 2.00		
利田老からの芸様に関して	ファ映画の映画なするながにこ	117 .114	
調査に協力し、指導又は助言に		いる・いない 事例なし	
調査に協力し、指導又は助言に	従って改善を図っているか。		
調査に協力し、指導又は助言に調査・あっせん内容	従って改善を図っているか。		
調査に協力し、指導又は助言に 調査・あっせん内容 32 地域との連携等	従って改善を図っているか。 対応状況	事例なし	
調査に協力し、指導又は助言に 調査・あっせん内容 32 地域との連携等 事業者はサービスの提供に当	従って改善を図っているか。 対応状況	事例なし	
調査に協力し、指導又は助言に 調査・あっせん内容 32 地域との連携等 事業者はサービスの提供に当 構成される運営推進会議(テレ	従って改善を図っているか。 対応状況 対応状況 対たっては、次のアからエにより アビ電話装置等を活用して行うこ	事例なし	
調査に協力し、指導又は助言に 調査・あっせん内容 32 地域との連携等 事業者はサービスの提供に当 構成される運営推進会議(テレ とができるものとする。ただし	従って改善を図っているか。 対応状況	事例なし	
調査に協力し、指導又は助言に 調査・あっせん内容 32 地域との連携等 事業者はサービスの提供に当 構成される運営推進会議(テレ とができるものとする。ただし 設置しているか。	従って改善を図っているか。 対応状況 対応状況 対たっては、次のアからエにより アビ電話装置等を活用して行うこ	事例なし	
調査に協力し、指導又は助言に 調査・あっせん内容 32 地域との連携等 事業者はサービスの提供に当 構成される運営推進会議(テレ とができるものとする。ただし 設置しているか。 ア 利用者及び利用者の家族	従って改善を図っているか。 対応状況 対応状況 対たっては、次のアからエにより アビ電話装置等を活用して行うこ	事例なし	
調査に協力し、指導又は助言に 調査・あっせん内容 32 地域との連携等 事業者はサービスの提供に当 構成される運営推進会議(テレ とができるものとする。ただし 設置しているか。 ア 利用者及び利用者の家族 イ 地域住民の代表者	従って改善を図っているか。 対応状況 対応状況 対たっては、次のアからエにより アビ電話装置等を活用して行うこ	事例なし	
調査に協力し、指導又は助言に 調査・あっせん内容 32 地域との連携等 事業者はサービスの提供に当 構成される運営推進会議(テレ とができるものとする。ただし 設置しているか。 ア 利用者及び利用者の家族 イ 地域住民の代表者 ウ 地域の医療関係者	従って改善を図っているか。 対応状況 対応状況 対応状況 がで電話装置等を活用して行うこ 、当該利用者の同意が必要。)を	事例なし	
調査に協力し、指導又は助言に 調査・あっせん内容 32 地域との連携等 事業者はサービスの提供に当 構成される運営推進会議(テレ とができるものとする。ただし 設置しているか。 ア 利用者及び利用者の家族 イ 地域住民の代表者 ウ 地域の医療関係者 エ 事業所が所在する市町村の	従って改善を図っているか。 対応状況 対応状況 対応状況 対応状況 がで電話装置等を活用して行うこ 、当該利用者の同意が必要。)を	事例なし	
調査に協力し、指導又は助言に 調査・あっせん内容 32 地域との連携等 事業者はサービスの提供に当 構成される運営推進会議(テレ とができるものとする。ただし 設置しているか。 ア 利用者及び利用者の家族 イ 地域住民の代表者 ウ 地域の医療関係者 エ 事業所が所在する市町村の 区域を管轄する地域包括支援	従って改善を図っているか。 対応状況 対応状況 対応状況 対応状況 がで電話装置等を活用して行うこ 、当該利用者の同意が必要。)を ででである。 では、次のアからエにより ででである。)を	事例なし	
調査に協力し、指導又は助言に 調査・あっせん内容 32 地域との連携等 事業者はサービスの提供に当 構成される運営推進会議(テレ とができるものとする。ただし 設置しているか。 ア 利用者及び利用者の家族 イ 地域住民の代表者 ウ 地域の医療関係者 エ 事業所が所在する市町村の	従って改善を図っているか。 対応状況 対応状況 対応状況 対応状況 がで電話装置等を活用して行うこ 、当該利用者の同意が必要。)を ででである。 では、次のアからエにより ででである。)を	事例なし	
調査に協力し、指導又は助言に 調査・あっせん内容 32 地域との連携等 事業者はサービスの提供に当 構成される運営推進会議(テレ とができるものとする。ただし 設置しているか。 ア 利用者及び利用者の家族 イ 地域住民の代表者 ウ 地域の医療関係者 エ 事業所が所在する市町村の 区域を管轄する地域包括支援	従って改善を図っているか。 対応状況 対応状況 対応状況 対応状況 がで電話装置等を活用して行うこ 、当該利用者の同意が必要。)を ででである。 では、次のアからエにより ででである。)を	事例なし	

			T	1	
運	営 状 況		自主点検	摘	要
おおむね6月に1回	以上、 で設置した運営	推進会議に対し、	いる・いない		
	営推進会議による評価を				
運営推進会議から必要	な要望、助言を聞く機会	を設けているか。			
重	議における報告、評価、	更望 助言等につ	いる・いない		
•	とともに、当該記録を公		VIS VIGVI		
V . C 37 HD 24 C 11 750 7 G		200000000000000000000000000000000000000			
事業の運営に当たっ	ては、市町村が派遣する	介護サービス相	いる・いない		
談員を積極的に受け <i>入</i>	、れる等、提供したサーヒ	ごスに関する利用			
者からの苦情に関して	、市町村等が相談及び援	助を行う事業そ			
	事業(広く市町村が老人ク				
	民の協力を得て行う事業	を含む。)に協			
力するよう努めている	刀 、。				
定期巡回。隋時初於	。 型訪問介護看護事業所の)所在する建物と	いる・いない		
	う利用者に対してサービス 1		V 10 V 115 V 1		
	場合を除き、当該建物に				
	サービスの提供を行って				
は、岡崎市、当該利用	ービスの提供により事故 者の家族、当該利用者に係 とともに、必要な措置を	系る居宅介護支援	いる・いない 事例なし		
事故の概要		再発防止	 		
3-1×0×11/10×	~=	137817311			
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		. +7.47.1	1, 7, 1, 1, 1, 1, 1		
	なに際して採った処置につ	いて、記録して			
いるか。	;+Ь≐□ぐ╕/Ь₩Ь /Ь	(22+1年間)	事例なし		
ヒヤリハット含むを事 うち、保険者に報		(過去1年間)			
	. _— <u>— Т</u>	l	İ	1	

運営状況	 自主点検	——————— 摘 要
賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。		2
損害賠償保険の加入の有無 <u>有 ・ 無</u> 「事故防止マニュアル」又「事故対応マニュアル」等がある場合は添付 苦情及び事故の記録が再発防止策の検討・実施やその評価の	112.11111	
実施等の再発防止に活用されているか。	事例なし	
34 虐待の防止 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図っているか。	いる・いない	34 令和 5 年度ま で努力義務、 令和 6 年度か ら義務化
直近の委員会開催日 月日、月日、月日 構成員(参加者に をつけること。) 代表者・管理者・オペレーター・訪問介護員・看護職員・計画作成責任者・その他()		
虐待の防止のための指針を定め、次のアからケの項目を盛り 込んでいるか。	いる・いない	
ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項		
カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		
従業者等に対して、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施しているか。	いる・いない	

運 営 状 況	自主点検	摘	要
委員会開催、研修実施を適切に実施するための担当者を置い ているか。(担当者:職氏名)	いる・いない		
35 会計の区分 事業所ごとに経理を区分するとともに、定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	いる・いない		
36 記録の整備 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。	いる・いない		
利用者に対する、サービス提供に関する諸記録を整備し、サービス提供した日から5年間保存しているか。 ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 主治の医師による指示の文書 エ 訪問看護報告書 オ 「21利用者に関する市町村への通知」に係る記録 カ 苦情の内容等の記録 キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 3 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例 1 適用除外 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15 項第2号に該当するものをいう。)の事業を行う者(以下「連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)			
ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、条例第6条第1項第4号、第9項、第10項及び第12項の規定については適用しない。 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、条例第25条、第26条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第10項から第12項まで並びに第42条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。			

運営状況 自主点検摘要 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して訪問看護の提供を行う訪問看護事業者と連携をしているか。 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は連携する訪問看護事業者(以下「連携訪問看護事業者」)との契約に基づき、当該連携訪問看護事業者から、次のアからエに掲げる事項について必要な協力を得ているか。 ア定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっての、看護職員によるアセスメントの実施 イ随時対応サービスの提供に当たって、看護職員による対応が必要と判断された場合に確実に連絡が可能な体制の確保ウ介護・医療連携推進会議への参加エその他必要な指導及び助言 第4 変更の届出変更があったとき、10 日以内に届出を出しているか。最近の変更届年月日	T			
連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所でとに、当該連携型定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して訪問看 護の提供を行う訪問看護事業者と連携をしているか。 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は連携する 訪問看護事業者(以下「連携訪問看護事業者」)との契約に基づき、当該連携訪問看護事業者から、次のアからエに掲げる事項について必要な協力を得ているか。 ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たって、看護職員による対応が必要と判断された場合に確実に連絡が可能な体制の確保ウ 介護・医療連携推進会議への参加エ その他必要な指導及び助言 第4 変更の届出 変更があったとき、10 日以内に届出を出しているか。最近の変更届 年 月 日 「変更届の内容」ア 事業所の名称及び所在地	運営状況	自主点検	摘。	要
訪問看護事業者(以下「連携訪問看護事業者」)との契約に基づき、当該連携訪問看護事業者から、次のアから工に掲げる事項について必要な協力を得ているか。 ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっての、看護職員によるアセスメントの実施 イ 随時対応サービスの提供に当たって、看護職員による対応が必要と判断された場合に確実に連絡が可能な体制の確保ウ 介護・医療連携推進会議への参加工 その他必要な指導及び助言 第4 変更の届出変更があったとき、10 日以内に届出を出しているか。最近の変更届年月日 「変更届の内容」ア 事業所の名称及び所在地	連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して訪問看			
変更があったとき、10 日以内に届出を出しているか。 いる・いない 最近の変更届 年 月 日 (変更届の内容) ア 事業所の名称及び所在地	訪問看護事業者(以下「連携訪問看護事業者」)との契約に基づき、当該連携訪問看護事業者から、次のアからエに掲げる事項について必要な協力を得ているか。 ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっての、看護職員によるアセスメントの実施 イ 随時対応サービスの提供に当たって、看護職員による対応が必要と判断された場合に確実に連絡が可能な体制の確保ウ 介護・医療連携推進会議への参加エ その他必要な指導及び助言	_		
1 申請者の名称及び主にる事務所の所在地並びにその 代表者の氏名及び住所 ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書 又は条例等 エ 事業所の種別 オ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 カ 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 キ 運営規程	変更があったとき、10 日以内に届出を出しているか。 最近の変更届 年 月 日 変更届の内容 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその 代表者の氏名及び住所 ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書 又は条例等 エ 事業所の種別 オ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 カ 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所	いる・いない		

運営状況	自主点検	摘要
第5 介護給付費の算定及び取扱い		
1 基本的事項 費用の額は、別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数 表」により算定しているか。	いる・いない	
費用の額は、平成 27 年厚生労働省告示第 93 号の「厚生労働 大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算 定しているか。	いる・いない	
単価に単位数を乗じて得た額に、1円未満の端数があるとき は、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	いる・いない	
2 准看護師によるサービス実施減算(訪問看護を行う事業所のみ) 通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣 が定める疾病等の患者を除く。)に対して准看護師がサービスを行った場合、所定単位数に 100 分の 98 を乗じて得た単位数を算定 しているか。	いる・いない	
3 通所サービスの減算 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護を受けている利用者がいる場合、通所介護等を利用した日数に1日当たり所定単位数から減算しているか。		
4 同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一の建物に居住する利用者に対する取扱い 次のアからウに該当する利用者に対し、サービスを実施した場合、アについては1月につき600単位、イについては1月につき900単位に相当する単位数を所定単位数算定しているか。ア 同一敷地内建物等に居住する利用者が1月当たり50人未満イ 同一敷地内建物等に居住する利用者が1月当たり50人以上		
同一敷地内建物等とは…事業所の所在する建物と <u>同一の敷地内</u> 若しくは <u>隣接する敷地内の建物</u> 若しくは <u>事業所と同一の建物のこと。</u>		
5 特別地域訪問看護加算 特別地域加算の対象地域に該当する事業所の従業者がサービス を行った場合は、1回につき所定単位数に加算しているか。	いる・いない 該当なし	

運営状況	 自主点検	摘	—
	日工从代	11句	女 ——
6 中山間地域等小規模事業所加算 事業所が中山間地域等に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が 5人以下の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が サービスを行った場合、1月につき所定単位数に加算しているか。	いる・いない 該当なし		
7 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 6 の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地 域を越えて、従業者がサービスを行った場合は、1 月につき所定単 位数に加算しているか。	いる・いない 該当なし		
8 緊急時訪問看護加算(訪問看護を行う事業所のみ) 利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊 急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合、1月につき所定単 位数を加算しているか。 ただし、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限りのみの算定 である。			
9 特別管理加算(訪問看護を行う事業所のみ) 特別管理加算() 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若 しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カ ニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の利用者 に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、 1月につき、所定単位数を算定しているか。	いる・いない 該当なし		
特別管理加算() 次のアからエのいずれかの特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、1月につき、所定単位数を算定しているか。 ア 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 イ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ウ 真皮を越える褥瘡の状態 エ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	いる・いない 該当なし		

運営状況	自主点検	摘要
10 ターミナルケア加算(訪問看護を行う事業所のみ)		
アからウの基準に適合しているものとして岡崎市長に届け出た	いる・いない	
場合、在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前	該当なし	
14 日以内に 2 日(死亡日及び死亡日前 14 日以内に当該利用者(末		
期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに		
限る。)に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以		
上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24		
時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)は、当該者の死亡月		
につき所定単位数を加算しているか。		
ア ターミナルケアを受ける利用者について 24 時間連絡できる体		
<u>制を確保</u> しており、かつ、必要に応じて、 <u>訪問看護を行うことが</u>		
<u>できる体制を整備</u> していること。		
イ 主治の医師との連携の下に、訪問看護における <u>ターミナルケ</u>		
<u>アに係る計画及び支援体制</u> について <u>利用者及びその家族等に対</u>		
<u>して説明を行い、同意</u> を得てターミナルケアを行っていること。		
ウ ターミナルケアの提供について利用者の <u>身体状況の変化等必</u>		
<u>要な事項が適切に記録</u> されていること。		
11 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サ ービスを利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設の 医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問 看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示 の日から 14 日間に限って、定期巡回・随時対応型訪問介護看護イ (1)に掲げる所定単位数を算定しているか。	いる・いない 該当なし	
12 サービス種類相互の算定関係		
利用者が次のアからケまでのサービスを受けている間は、定	いる・いない	
期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定していないか。	該当なし	
【算定していない場合、「いない」を選択】		
「ア 短期入所生活介護 イ 短期入所療養介護 」		
ウ 特定施設入居者生活介護 エ 夜間対応型訪問介護		
オ 小規模多機能型居宅介護 カ 認知症対応型共同生活介護		
キ 地域密着型特定施設入居者生活介護		
ク 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
し ケ 複合型サービス		
他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている間に、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定していないか。	いる・いない 該当なし	

運営状況	自主点検	摘要
13 初期加算 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、利用を開始した日	112.117011	
から起算して30 日以内の期間については、1 日につき所定単位		
数を加算しているか。		
14 退院時共同指導加算(一体型事業所のみ) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入 所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型定期巡回・随時対応	いる・いない 該当なし	
型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法 士若しくは言語聴覚士が、退院時共同指導を行った後に、当該者の 退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行っ		
た場合に、当該退院又は退所につき 1 回(特別な管理を必要とする利用者については、2回)に限り、所定単位数を加算しているか。 退院時共同指導とは		
当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、 介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と 共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により 提供すること。		
15 総合マネジメント体制強化加算		
次のア、イの基準に適合するものとして岡崎市長に届け出てい		
る事業者が、サービスの質を継続的に管理した場合は、1月につき 所定単位数を算定しているか。	該当なし	
ア 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に 応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その 他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の		
見直しを行っていること。 イ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設、その他の関係施設に 対し、事業所の提供することのできる定期巡回・随時対応型訪問		
介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行うこと。		
16 生活機能向上連携加算		
生活機能向上連携加算() 計画作成責任者が、訪問リハビリテーション事業所、通所リハ	いる・いない 該当なし	
ビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している	12.00	
医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は		
<u>医師(以下「理学療法士等」という。)の助言</u> に基づき、 <u>生活機</u> 能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画		
を作成(変更) し、当該計画に基づくサービスを行った場合、初		
回の当該サービスが行われた日の属する月に、所定単位数に加		
算しているか。		

運営状況	自主点検	摘要
生活機能向上連携加算() 利用者に対して、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の一環として利用者の居宅訪問に計画作成責任者が同行し、共同で理学療法士等と利用者の身体状況等の評価し、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成を行い、理学療法士等と当該計画に基づくサービスを実施した場合、初回の当該サービスが行われた日の属する月以降3月間、所定単位数に加算しているか。	いる・いない 該当なし	
17 認知症専門ケア加算 認知症専門ケア加算() 次のアからウに該当する場合、1日につき所定単位数を算定しているか。 ア 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上である場合 イ 認知症介護に係る専門的な研修修了者を、以下の利用者数に応じ配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合	いる・いない 該当なし	
対象者数 配置数 20 人未満 1人以上 20 人以上 30 人未満 2人以上 30 人以上 40 人未満 3人以上 以後端数増えるたびに1名追加 ウ 事業所の従業者に対する <u>認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開</u> 催している場合 認知症専門ケア加算() 次のアからウに該当する場合、1日につき所定単位数を算定しているか。 ア の基準のいずれにも該当する場合 イ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している場合 ウ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの <u>認知症ケアに関する研修計画を作成</u> し、当該計画に従い、 <u>研修を実施又は実施を予定</u> している場合	いる・いない 該当なし	

	自主点検	摘要
	H	<u>ک</u> ادار
18 サービス提供体制強化加算		
サービス提供体制強化加算()	いる・いない	
次のアからエに該当する場合、1日につき所定単位数を加算	該当なし	
しているか。		
ア事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作		
成し、当該計画に従い、 <u>研修(外部における研修を含む。)を</u> 実施及は実施を予定していること		
実施又は実施を予定していること。		
イ 利用者に関する情報若しくは <u>サービス提供に当たっての留</u> 意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目		
<u> </u>		
ウ 当該事業所の全て従業者等に対し、健康診断等を定期的に		
実施すること。		
エ 次の(1)、(2)いずれかに適合する場合		
(1) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の		
占める割合が 100 分の 60 以上である場合		
(2) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数 10 年		
<u>以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上</u> である場		
サービス提供体制強化加算()	いる・いない	
次のア、イに該当する場合、1日につき所定単位数を加算して	該当なし	
いるか。		
ア 18 アからウのいずれにも適合する場合		
イ 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割		
合が <u>100 分の 40 以上、</u> 又は介護福祉士、実務者研修修了者及		
び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が <u>100 分の 60 以</u>		
<u>上</u> である場合		
11 12-18 W. A. Auto A. Maria A	117 116.	
サービス提供体制強化加算()	いる・いない	
次のア、イに該当する場合、1日につき所定単位数を加算して	該当なし	
いるか。		
ア 18 アからウのいずれにも適合する場合		
イ 次の(1)から(3)のいずれかに適合する場合 (1) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の		
<u>ロめる割白が100万の30 以上</u> 又は万護福祉工、実務省場形態 修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が		
100分の50以上である場合		
(2) 当該事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割		
合が 100 分の 60 以上である場合		
(3) 当該事業所の従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の		
者が占める割合が 100 分の 30 以上である場合		
THE PROPERTY OF THE PROPERTY O		

運営状況	自主点検	摘	要
19 介護職員処遇改善加算			
以下のアからコの該当する要件に応じて、 から の所定単位			
数を算定しているか。			
介護職員処遇改善加算()	いる・いない		
アからコすべてに該当する場合	該当なし		
 介護職員処遇改善加算 ()	いる・いない		
ケ以外すべて該当する場合	該当なし		
介護職員処遇改善加算()	いる・いない		
アからカ及びコに該当し、キ、クいずれかに該当する場合	該当なし		
賃金改善に関する項目			
ア 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改			
善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加			
算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当			
該計画に基づき適切な措置を講じている場合			
イ 当該事業所において、アの賃金改善に関する計画、当該計画			
に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の			
計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、すべて			
の介護職員に周知し、岡崎市長に届け出ている場合			
ウ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施			
した場合			
エ 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善			
<u>に関する実績</u> を岡崎市長に届け出ている場合			
オ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働			
者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法			
その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せら			
れていない場合			
カ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われて			
 いる場合			
キャリアパス要件			
キ 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件			
 (介護職員の賃金に関するものを含む。)を定め、 <u>書面をもっ</u>			
て全介護職員に周知している場合			
キャリアパス要件			
ク 介護職員の <u>資質の向上の支援に関する計画を策定</u> し、当該			
計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しているし、全			
介護職員に周知している場合			

運 営 状 況	自主点検	摘要
キャリアパス要件		
ケ <u>介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み</u> 又		
は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けて		
おり、 <u>書面をもって全介護職員に周知している</u> 場合		
職場環境等要件		
コ イの届出に係る計画期間中に実施する介護職員の処遇改善		
の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の		
<u>処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知している</u> 場合		
20 介護職員等特定処遇改善加算		
以下のアからクの該当する要件に応じて、 、 の所定単位数を		
算定しているか。		
介護職員等特定処遇改善加算()	いる・いない	
アからクすべてに該当する場合	該当なし	
介護職員等特定処遇改善加算()	いる・いない	
ア以外のイからクすべてに該当する場合	該当なし	
ア 「19 サービス提供体制強化加算 」のいずれかを算定し		
ている場合		
イ 「20 介護職員処遇改善加算 」のいずれかを算定して		
いる場合		
ウ 職員を以下A、B、Cに定義した場合に、次に掲げる基準(1)		
から(4)のいずれにも適合し、かつ本加算算定見込額を上回る		
<u>賃金改善に関する計画を策定</u> し、当該計画に基づき適切な措		
置を講じている場合		
介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員 A		
(所属する法人での勤続年数が基本的に 10 年以上)		
B その他の介護職員		
C その他職種の職員		
(1) Aのうち1人以上が、月額8万円以上賃金増又は <u>年額440</u>		
万円までの賃金増である場合		
(2) Aの賃金増の見込額の平均が、Bの賃金増の見込額の <u>平</u>		
均を上回っている場合		
(3) Bの賃金増の見込額の平均が、Cの賃金増の見込額の <u>平</u>		
均の2倍以上である場合		
(4) Cの賃金増の見込額が <u>年額440万円を上回らない</u> 場合		
工賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施		
方法その他の当該事業所職員の処遇改善の計画等を記載した		
介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全職員に周知し、岡		
崎市長に届け出ている場合		

運営状況	自主点検	摘要
オ 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金増を 実施した場合 カ 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績 を岡崎市長に報告した場合 キ エの届出に係る計画の期間中に実施する職員の <u>賃金改善</u> 以外の処遇改善の内容及び <u>当該職員の処遇改善に要する費用</u> の見込額を全職員に周知している場合 ク キの処遇改善の内容等について、インターネットの利用そ の他の適切な方法により公表している場合		